

## 第2章 環境行政の総合的推進

### 第1節 環境基本条例

#### 1 条例制定の趣旨

生活排水等による水質汚濁や廃棄物等の増大、あるいは地球温暖化等の地球環境問題等の新たな環境問題に適切に対処するためには、従来の事業者に対する規制的手法だけでは対応が困難であり、行政、事業者、県民がそれぞれの立場、役割に応じて、自主的積極的に環境の保全及び形成に取り組むことが必要です。

このため、ライフスタイルや社会経済活動全体が環境に配慮されたものとなるよう、県民、事業者、行政それぞれの責務を明らかにするとともに、公害の防止、自然環境の保全、地球環境の保全などに関する各種施策を推進するに当たっての基本理念や基本方針を定めた環境基本条例を制定し、平成11年4月1日から施行しています。

#### 2 全体構成

(1) 前文

(2) 総則（第1条～第9条）

○ 基本となる項目についての規定

目的、定義、基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、相互連携、年次報告書

[基本理念]

- ・ 健やかでうるおいのある豊かな環境の確保と継承
- ・ 自然と人間との共生及び循環型社会の構築
- ・ 地球環境問題への認識及び事業活動、日常生活における推進
- ・ 全ての者の参加、協力、連携

(3) 環境の保全及び形成に関する基本的施策

① 環境の保全及び形成に関する施策の基本方針（第10条）

- ・ 人の健康の保護及び生活環境の保全
- ・ 廃棄物の減量、適正処理及び資源の循環的利用、エネルギーの有効利用の促進
- ・ 生物多様性の確保並びに多様な自然環境の保全及び形成
- ・ ゆとりとうるおいのある快適な環境の保全及び形成
- ・ 地球環境保全への配慮

② 鹿児島県環境基本計画（第11条）

- ・ 計画策定の趣旨、基本的事項、主要な手続等

③ 環境の保全及び形成のための施策等（第12条～第21条）

- ・ 施策の策定等に当たっての配慮
- ・ 情報の提供
- ・ 環境学習等の推進及び自発的活動の促進
- ・ 環境影響評価の推進
- ・ 規制の措置及び監視等の体制の整備
- ・ 調査研究等の推進
- ・ 資源の循環的な利用の促進等
- ・ 地域の特性を生かした快適な環境の形成
- ・ 事業者及び県民への支援
- ・ 原子力発電所周辺地域における環境放射線の監視、測定等

④ 地球環境の保全の推進（第22条）

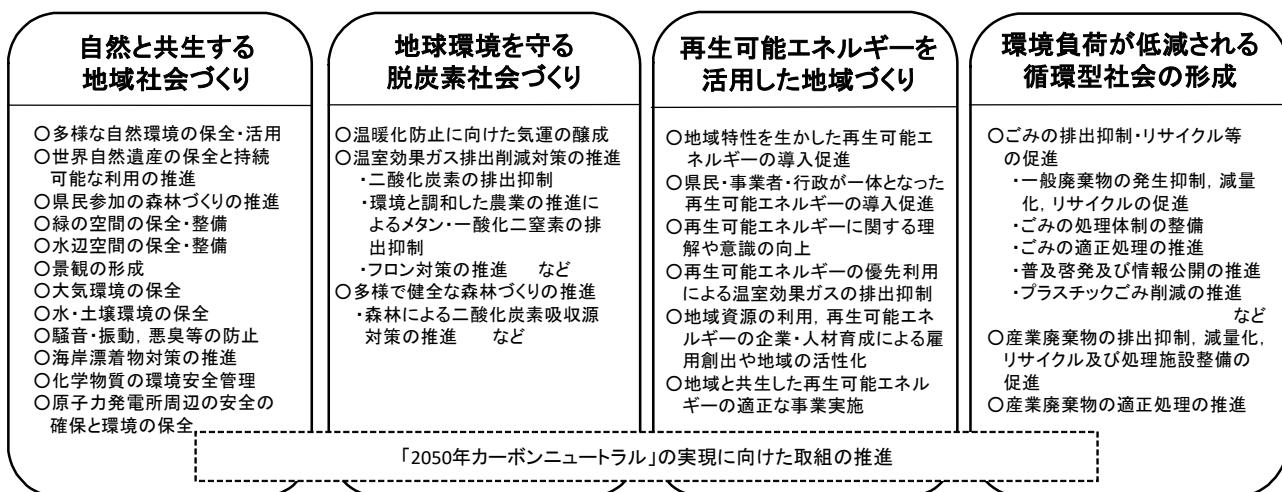
- ・ 地球環境の保全に関する施策の積極的な推進
- ・ 地球環境保全に関する県・市町村・事業者・県民それぞれの役割に応じた積極的な取組
- ・ 国際協力の推進

## 第2節 鹿児島県環境基本計画

本県環境の保全に向けて、各主体が責任と自覚を持って取り組んでいくため、本県環境行政の基本目標を示すとともに、環境保全施策の基本的方向を明らかにした「鹿児島県環境基本計画」を平成10年3月に策定（平成16年3月改定、平成23年3月改定）し、これまで総合的かつ計画的に取組を進めてきました。

平成23年3月に改定した本計画は、令和2年度に終期を迎えたこと、また、環境をめぐる情勢の変化等（気候変動適応法の制定、国や当県による2050年カーボンニュートラルの実現を目指す旨の表明、生物多様性の保全、人と自然との共生、外来種の問題、越境大気汚染、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題、国連での「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択、国による「地域循環共生圏」の提唱など）に対応するため、令和3年3月に改定しました。

県では、この計画に基づいて「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、各施策や事業を総合的かつ計画的に展開していくこととしています。



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国は、地域のエネルギー・資源の地産地消、生活衛生インフラ、農山漁村・里山里海など、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる八つの主要分野において、国と地方とが協力して、脱炭素社会を実現する行程を示す「地域脱炭素ロードマップ」の策定を進めており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組の推進は、基本目標の全てに関係します。

### 良好な環境を支える共通施策の推進

- |                   |               |                  |
|-------------------|---------------|------------------|
| ○環境影響評価等の推進       | ○環境教育・環境学習の推進 | ○調査研究・監視測定等の充実   |
| ○環境情報の整備・国際協力等の推進 | ○公害紛争の適正処理    | ○環境に配慮した事業活動等の促進 |

### 環境保全に関する重点施策

- |                       |                     |                       |
|-----------------------|---------------------|-----------------------|
| ○屋久島環境文化村構想の推進        | ○奄美群島自然共生プランの推進     | ○鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進 |
| ○環境と調和した農業の推進         | ○かごしま生活排水処理構想の推進    | ○屋久島CO2フリーの島づくりの推進    |
| ○地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 | ○地球環境を守るかごしま県民運動の推進 | ○再生可能エネルギー導入の促進       |
| ○環境共生住宅の普及促進          | ○ごみ減量化・リサイクルの推進     | ○資源循環による持続可能な地域づくりの推進 |
| ○環境教育等行動計画の推進         |                     |                       |

※計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間

環境指標（※ 目標の数値等は県環境基本計画（令和3年3月改訂）から転記しております、最新の数値等については、個別の計画等を御確認ください。）

＜脱温暖化への貢献＞

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
温室効果ガス排出量 (森林吸収量を含む)	1,032万トン-CO <sub>2</sub> (令和4年度)	1,015万トン-CO <sub>2</sub>	
地球温暖化対策実行計画策定期 市町村数	35 (未改定8市町村)	全市町村	地球温暖化対策室

＜循環型社会の形成関係＞

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
一般廃棄物排出量 (総量)	507千トン (令和5年度)	483千トン (令和7年度)	
一般廃棄物排出量 (一人一日当たり)	877g (令和5年度)	875g (令和7年度)	
産業廃棄物排出量	8,170千トン (令和2年度)	8,170千トン (令和7年度)	
一般廃棄物リサイクル率 (令和5年度)	15.6%	23.4% (令和7年度)	廃棄物・リサイクル対策課
産業廃棄物リサイクル率 (農業を除く)	63.9% (令和2年度)	63.9% (令和7年度)	
一般廃棄物最終処分量	57千トン (令和5年度)	47千トン (令和7年度)	
産業廃棄物最終処分量 (農業を除く)	86千トン (令和2年度)	86千トン (令和7年度)	
農業用廃プラスチック類 再生処理率	82%	95%	経営技術課
建設廃棄物再資源化率 (アスファルト・コンクリート塊)	100%	100%	
建設廃棄物再資源化率 (コンクリート塊)	100%	100%	技術管理室
環境物品など調達方針 (グリーン調達方針)策定期 市町村数	6市町村	全市町村	地球温暖化対策室

＜自然環境の保全・活用＞

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
自然公園	指定箇所数	16か所	自然保護課
	指定面積	127,354ha	
海域公園	指定箇所数	26か所	自然保護課
	指定面積	8,542.3ha	
保安林	指定面積	63,198ha	森づくり推進課
多自然川づくり整備箇所数	73か所	50か所	河川課

＜緑の空間の保全・整備＞

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
都市公園等	供用面積 1人当たり面積	1,949.35ha(令和5年度) 14.0m <sup>2</sup> /人(令和5年度)	都市計画課
		2080.0ha 14.8m <sup>2</sup> /人	
緑の基本計画策定期 市町村数	6市町村	都市計画区域を有する 全市町村(35市町村)	
グリーンマスター認定者数	46人	50人	森づくり推進課

＜水辺空間の保全・整備＞

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
リバーフロント整備箇所数	30か所	32か所	河川課
親水護岸整備箇所数	28か所	29か所	農地整備課
港湾関係	12か所	13か所	港湾空港課

<景観の形成>

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
電線の地中化延長	県道 22,240m	25,440m	道路維持課

<大気環境の保全関係>

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
大気の汚染に係る環境基準の達成率（自然現象を除く）	二酸化硫黄	100%	環境保全課
	二酸化窒素	100%	
	浮遊粒子状物質	100%	
	微小粒子状物質	100%	
	一酸化炭素	100%	
	ベンゼン	100%	
	トリクロロエチレン	100%	
	テトラクロロエチレン	100%	
	ジクロロメタン	100%	

<水環境の保全関係>

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目）の達成率	河川（BOD）	95.2%	環境保全課
	河川（全亜鉛）	100%	
	湖沼（COD）	100%	
	湖沼（全りん）	75.0%	
	湖沼（全亜鉛）	100%	
	海域（COD）	79.2%	
	海域（全窒素、全りん）	100%	
海水浴場としての適合率		100%	
汚水処理人口普及率	86.5%	100%（※将来像）	生活排水対策室

※ 汚水処理人口普及率については、「かごしま生活排水処理構想2019」において、将来像として100%（設定年度なし）を掲げている。

<化学物質の環境安全管理関係>

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	大気	100%	環境保全課
	公共用海域（水質）	100%	
	公共用海域（底質）	100%	
	地下水質	100%	
	土壤	100%	
ダイオキシン類排出量見込み	【集計中】g-TEQ/年	2.2g-TEQ/年 以下	廃棄物・リサイクル対策課

<騒音・振動、悪臭等の防止関係>

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
騒音に係る環境基準の達成率	騒音（一般）	79.2%	環境保全課
	騒音（道路に面する地域）	97.6%	
	航空機騒音	100%	
	新幹線騒音	9.1%	

<環境教育・環境学習の推進>

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
こどもエコクラブ設置市町村数	38市町村	全市町村	地球温暖化対策室
グリーンマスター認定者数	46人	50人	森づくり推進課

<鹿児島湾ブルー計画の推進>

項目	現況（令和6年度）	目標（令和12年度）	主務課
水質保全目標達成率	COD	43.8%	環境保全課
	窒素	100%	
	ん	100%	

<再生可能エネルギー導入の推進>

項目	現況（令和6年度）	目標（令和4年度）（※）	主務課
太陽光発電導入量	2,591,821kW	2,970,000kW	エネルギー対策課
風力発電導入量	221,888kW	371,000kW	
水力発電導入量	266,205kW	277,000kW	
うち小水力発電導入量	14,895kW	25,890kW	
地熱発電導入量	67,120kW	71,000kW	
うちバイナリ方式導入量	7,120kW	10,900kW	
バイオマス発電導入量	143,670kW	228,000kW	
太陽熱利用導入量	44,371kL	44,000kL	
バイオマス熱利用導入量	174,591kL	168,000kL	
地中熱利用導入量	291kL	300kL	
バイオマス燃料製造量	58kL	500kL	

※ 最新の導入目標（令和12年度末時点）は、p144に掲載しております。